

「オホーツク管内専門家チーム巡回相談」 活用手順

幼児教育施設、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校
※公立・私立を問いません

《特別な教育的な支援が必要な幼児児童生徒が在籍》

- 各学校の校内支援委員会や各市町村連携協議会等において要支援事例の情報共有
- 医療、福祉等関係機関と支援策の検討及び実施
- 個別の教育支援計画の作成及び活用

私立幼児教育施設

道立・私立高等学校

市町村立

幼児教育施設

小・中・義務教育学校、高等学校

※「同意書（様式3）」は、園・学校で保管してください。

「巡回相談要請書（様式1）」、「巡回相談個人票（様式2）」

市町村教育委員会

第Ⅰ期 教育局提出：6月末まで 第Ⅱ期 教育局提出：9月末まで



オホーツク教育局管内特別支援連携協議会事務局
担当：オホーツク教育局義務教育指導班
電話：0152-41-0757



【オホーツク教育局管内専門家チーム 巡回相談員の構成】
特別支援学校教諭、発達支援センター職員、相談支援事業所職員
義務教育指導班指導主事（特別支援教育スーパーバイザー）

【※以下の「支援の目安」を満たしているか、事務局で確認し巡回相談の実施を判断します】

- 個別の教育支援計画を作成し、当該機関と支援策を検討するとともに、役割分担を明確にして支援策を講じているか。（通常の学級に在籍している幼児児童生徒の場合、個別の教育支援計画を作成していること）
- 幼児教育施設において、発達支援センターを利用している場合、発達支援センターと共通理解を得た上で申請しているか。

第Ⅰ期：7～9月、第Ⅱ期：10～12月

※支援の目安が満たされていない場合
各校及び関係機関との支援の再検討

市町村教育委員会



幼児教育施設
小・中・義務教育学校
高等学校



※ 年2回の要請書の提出日を設定しますが、緊急性の高い事例については、12月までの要請について、教育委員会等と協議を通して受理します。

※支援の目安が満たされている場合

日程調整・派遣通知発出



巡回相談員（1～2名程度を選出）

巡回相談の実施



幼児教育施設
小・中・義務教育学校
高等学校



※ 協議や保護者面談には、基本的には教育委員会の同席をお願いします。

専門家チームから、「市町村教育委員会を通じて当該校」及び「私立幼児教育施設等」に対して、巡回相談報告書の提出